

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

消防団員が災害活動等で使用した自家用自動車等に生じた損害を補償する共済の
開始について (通知)

地域の消防防災体制の中核的役割を果たす消防団について、団員数は減少傾向にあり、全消防団員に占める被雇用者の比率は 7 割を超えています。

一方で、近年、日本各地で様々な災害や火災が相次いでおり、従事する公務の範囲は拡大するとともに、災害の多様化、複雑化が一層進むことも想定され、大規模な災害への対応が急務となっています。

また、消防団の活動に際しては、自家用自動車等を使用する消防団員が多い中、令和元年東日本台風による災害出動などに伴う自家用自動車等の被害が生じています。

このような急を要する消防団の活動のために、非常勤の特別職地方公務員としての身分を有する消防団員がやむを得ず、自家用自動車等を使用した場合において、原則、消防団員に個人的負担を生じさせることなく、安心して当該活動に従事してもらうことは有意義であり、ひいては消防団員の確保にも資すると考えられます。

そこで、消防団活動を下支えする取組として、令和 2 年 4 月 1 日に、公益社団法人全国市有物件災害共済会 (以下「共済会」という。) 及び一般財団法人全国自治協会 (以下「自治協会」という。) が、下記のとおり標記共済を開始します。

つきましては、都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村 (一部事務組合を含む。以下同じ。) に対して、下記事項に十分ご留意の上、出水期に向けて標記共済を積極的に活用するよう周知し、適切に助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 標記共済の概要

共済会及び自治協会が、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 263 条の 2 第 1 項の規定により、市町村からの委託に基づき公用車等に関して実施している自動車損害共済事業の枠組みを活用し、市町村の委託により、消防団員が災害活動等で使用した自家用自動車等に生じた損害に対する共済事業 (以下「本事業」という。) を行うものであること。

なお、本事業においては、市町村と共済会又は自治協会との間で、1 年を単位とするほか、1 月を単位とした自動車損害共済委託契約の締結が可能であること、及び共済会又は自治協会から市町村に対し支払われる共済金は優先払いとなること (自家用自動車等に関し、民間

の自動車保険への加入が別途なされている場合に、原則として、当該保険の適用が不要となること)に留意すること。詳細については、共済会及び自治協会の作成した別紙1及び別紙2の資料を参考とされたいこと。

また、本事業に係る損害については、火災若しくは災害(以下「災害等」という。)が発生したとき又は災害等が発生するおそれがあるときに、消防団員が緊急に自動車等を使用し、又は使用させて出動した場合における往復途上若しくは駐車中に生じた自動車等の損害、他人の財物又は他人に生じさせた損害(やむを得ず消防団の活動に直接使用し、又は使用させる場合における活動中に生じた自動車等の損害、他人の財物又は他人に生じさせた損害を含む。)であること。

さらに、上記委託契約に先立ち、市町村は、自家用自動車等の所有者等との間で、別途、当該自家用自動車等に関し、使用貸借契約を締結する必要がある。別紙3のとおり、契約書の例を作成したので、参考とされたいこと。

2 市町村が負担する分担金に対する地方財政措置

本事業に関し、市町村が共済会又は自治協会に支払う分担金については、別途連絡するとおり特別交付税措置を講ずることとしていること。

3 本事業の開始日

令和2年4月1日(水)

4 その他

○ 事故報告書の作成

事故が発生した際は、当該事故を発生させた消防団員の所属する分団長が、すみやかに事故報告書を作成の上、市町村及び消防団長に提出すること。なお、別紙4のとおり、「消防団員災害出動事故報告書」の様式を作成したので、活用されたいこと。

○ 本事業と自動車等損害見舞金支給事業との関係

本事業の実施後も、消防団員等公務災害補償等共済基金による自動車等損害見舞金支給事業は、引き続き実施されるものである。但し、本事業に基づく市町村への共済金の支払いに当たっては、自動車等損害見舞金支給事業に基づき消防団員に対して見舞金が支給された場合は、当該見舞金の金額が控除されることに留意すること。

○ 共済会及び自治協会の問合せ先

・共済会

各地区事務局

・自治協会

各都道府県町村会事務局

【問合せ】

消防庁国民保護・防災部地域防災室
(藤ノ木理事官、川崎事務官、水谷事務官)

TEL:03-5253-7561 FAX:03-5253-7576

共済委託団体の皆様へ

公益社団法人全国市有物件災害共済会

消防団員が災害活動等で使用した自家用自動車等に生じた損害の補償を
自動車共済で取り扱うことについて

災害活動等において被災した消防団員のマイカーの補償につきましては、現在、市ごとに、消防団員のマイカーに個人が付した自動車保険と「消防団員等災害補償等共済基金が実施する見舞金制度（以下「見舞金制度」といいます。）」を併用する方法、市としてマイカーの損害を補償（見舞金制度で支払われる額を控除して補償）する方法、本会が取り扱う自動車損害共済に委託申請をする方法が採られているものと認識しています。

その中であって、この度、総務省消防庁から発せられた「消防団員のマイカー共済」の趣旨を受け、共済委託団体による共済委託申請の希望が増加した場合に備え、現行の自動車損害共済制度の下で、負担額を抑える取扱いとしましたので、次のとおり御案内いたします。

1 委託申請の方法

委託申請は、示談代行付きの総合契約として、車両共済と損害賠償共済を同時に登録してください。

2 共済期間

業務規程第28条第1項に基づき原則は1年としていますが、消防団員の活動時のみを補償対象とすることから、同条ただし書きの短期の契約（一月から月単位）も可能です。

3 委託申請に当たっての留意事項

- ・消防団員の災害活動等におけるマイカーの被災を自動車損害共済により補償することになりますので、事前に消防団員と使用貸借契約を締結し、そこで登録された自動車が対象になります。
- ・当初の使用貸借契約の締結時に、車検証及び任意自動車保険証券（写）と、取得価額を聴取し、後日の共済委託申請のため保管してください。
- ・委託申請に当たりましては、公用車と同様に、共済基幹システムへの事前の委託申請登録をお願いいたします。併せて、車検証と使用貸借契約書の写しを提出いただきますようお願いいたします。

4 重複契約との関係

- ・消防団員のマイカーに自動車保険が付されている場合であっても、本会の自動車共済を優先して適用し、本会は、消防団員の自動車保険に求償することはありません。

5 分担金額

詳細は業務規程集の基率表を御参照ください。

例えば、対物賠償・対人賠償無制限契約の場合、次の表のとおりとなります。

自動車損害共済総合契約 分担金額一覧表（共済期間1年・1ヶ月・3ヶ月）

単位：円

車種	乗用自動車（対物・対人 無制限）						軽自動車（対物・対人 無制限）					
	車両共済 責任額	車両共済	対物共済 （無制限）	対人共済 （無制限）	分担金計 （年）	分担金計 （月）	分担金計 （3か月）	車両共済	対物共済 （無制限）	対人共済 （無制限）	分担金計 （年）	分担金計 （月）
100万	15,150	5,180	4,440	24,770	2,064	6,192	9,600	4,620	2,620	16,840	1,403	4,210
200万	18,050	5,180	4,440	27,670	2,305	6,917	11,100	4,620	2,620	18,340	1,528	4,585
300万	20,950	5,180	4,440	30,570	2,547	7,642	12,600	4,620	2,620	19,840	1,653	4,960
400万	23,850	5,180	4,440	33,470	2,789	8,367	14,100	4,620	2,620	21,340	1,778	5,335
500万	26,750	5,180	4,440	36,370	3,030	9,092	15,600	4,620	2,620	22,840	1,903	5,710

6 補償内容は、公用車と同じです。

7 事故発生時の留意事項

- (1) 出動要請に基づき消防団員が活動している間の事故に限ります。このため、
 - ア) 事故日時、場所、原因が不明である自動車の損傷は対象にすることはできません。この場合は、消防団員が個人で付している自動車保険に御請求をいただきます。
 - イ) 自宅での被災、出動要請を受ける前までのマイカーの使用は対象外となります。
 - ウ) 出動要請により活動した後の帰宅経路は対象となりますが、合理的な経路を逸脱した場合には対象外となります。
- (2) 万一、消防団員のマイカーが被災をした場合は速やかに事故の連絡をいただく必要が有ります。時の経過により、災害活動時の事故であるか否か判断ができなくなると、お支払いできない場合が有ります。
- (3) 車両共済の責任額より、個人で付している自動車保険の車両保険金額の設定が高い場合で、修理費が車両共済の責任額を上回ったときは、差額を自動車保険に請求することができます。
- (4) 車両共済では、委託団体の損害に対する災害共済金の支払いとなりますので、委託団体にて、被災自動車の損害を御支払いいただいた上で御請求ください。
- (5) 災害出動時の故障等におけるロードサービス等は対象外となりますので、個人で付している自動車保険を御利用いただきます。
- (6) 自動車の修理に当たりましては、公用車と同様、リサイクル部品の活用等をお願いすることが有ります。
- (7) 損害賠償共済で、第三者と示談を締結する場合の示談当事者は、委託団体と運転者の両名となります。
- (8) 必要に応じて、災害出動の記録を提出いただく場合が有ります。

8 その他、委託申込登録事務手続き等につきましては、「業務規程集」「事業の概要と事務取扱の手引き」「共済基幹システム操作マニュアル」を御参照ください。

2020年4月から

マイカーを使用する消防団員の活動を支援します。

- ★ 災害出動にマイカーを使用したとき、マイカーが洪水で流された。
車両保険を付けていないと、どこからも自動車の補償がされない。
- ★ 個人の自動車保険に頼らずに、
公務中なのだから、自動車の損害を救済してほしい。

こうしたご意見にお応えするために



消防団員の皆様が、
掛け金を負担することなく
災害出動時に使用しているマイカーが、災害で被災した場合に、
普通地方公共団体の財産の損害に対する相互救済事業で
補償される仕組みを実現しました。

出動要請を受けて、駆けつけている間や
屯所に停めている間に、河川の氾濫など
で自動車が損壊するリスクがあります。

車両共済

災害による被災に際して、補償限度額（※）
の範囲でマイカーの修理代を補償します。

災害時には、自動車の周囲の人や他の自
動車の動きが、混乱し、接触事故の危険
性が高まります。気を付けていても、賠
償事故が発生するリスクがあります。

損害賠償共済

個人が付されている自動車保険の対物賠償保険、
対人賠償保険と同じ補償内容です

※ 車両共済の補償限度額（＝共済責任額）は、法定耐用年数に応じて自動的に設定されます。（裏面参照）

個人が付保されている**自動車保険に優先**して、この自動車共済を適用します。

共済の掛け金は 市町村が負担します！

ただし、共済期間外の災害
出動時の事故は対象外とな
ります。

個人の自動車保険を 使わなくて済みます

この共済で補償可能な範囲
においては、マイカーの自
動車保険を使用する必要が
なくなります。

安心の 示談代行サービス

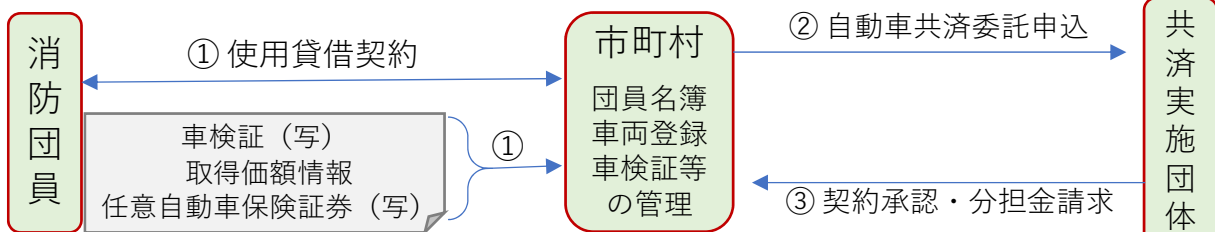
損害賠償共済では、専門職
員が示談代行を行います。

注) 道義的なお見舞い等は、
共済が代行することはでき
ません。

市町村を通してこの自動車共済の補償を受けることができます。

共済に加入するためには、予め市町村と使用貸借契約を締結することが必要です。

使用貸借契約締結の際に、自治体に車検証（写）を提出すると共に、取得価額をご通知ください。



★ **車両共済の補償限度額（共済責任額）**：下表の取得価額に経年減価率を乗じて算定します。

経過年数	経年減価率
1ヵ月超1年以下	0.85
1年超2年以下	0.70
2年超3年以下	0.55
3年超4年以下	0.40
4年超5年以下	0.25
5年超6年以下	0.10
6年超	0.10

補償限度額の算出例

2年7ヵ月前に、200万円で購入した自動車
補償限度額 = 110万円 (200万円 × 0.55)

注① 取得後1ヵ月以下は、取得価額が限度額

災害共済金の計算方法

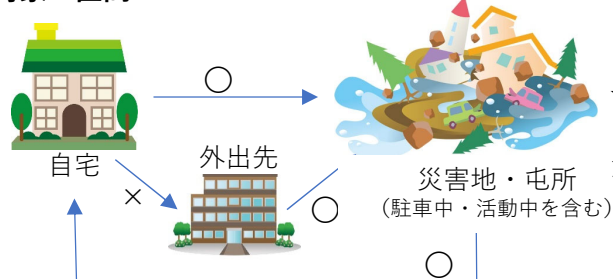
① 上記例の自動車で、修理費が80万円である場合
災害共済金 = 80万円

② 上記例の自動車で、修理費が全損(※)となった場合
災害共済金 = 110万円

※全損 = 修理不能又は修理費が限度額を超えた場合

注) 共済の補償限度額(車両責任額)は、ご自身が付されている自動車保険の補償限度額(車両保険金額)と異なる場合があります。

★ 補償対象の区間

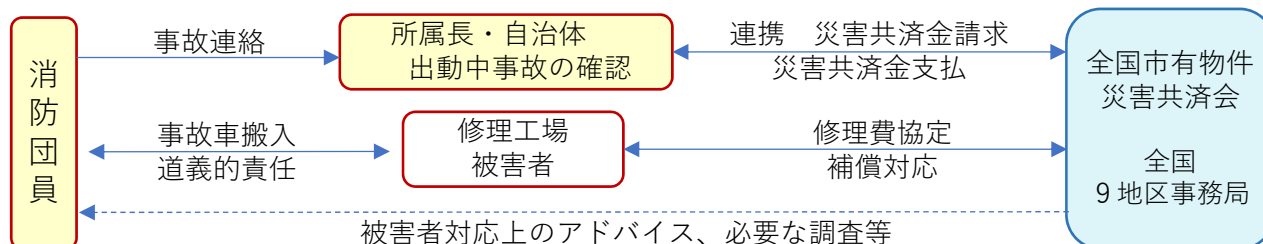


☆ 外出先で出勤要請を受けた場合は、外出先から災害地、屯所までの区間が補償対象となります。

☆ 自宅と目的地の間の経路は、合理的な経路・範囲に限ります。

注) 合理的な経路・範囲とは、消防団活動にあたり、一般的に用いる経路・範囲をいいます。特段の理由がないのに、帰宅時、著しく遠回りをした場合などは合理的な経路とはなりません。

★ 出動中の万一の事故に際して(手続き)



注) マイカーの修理費は、消防団員の方から自治体に請求をしていただきます。共済は、自治体の財産損害に対する相互救済事業ですので、修理費は、自治体に支払われます。

★ 重要事項

- ※ 事故の連絡は、被災後直ちに自治体の消防団担当窓口ご連絡をしてください。災害出動時の補償を前提にしているため、原因不明、事故発生日時が不明瞭である場合は、補償の対象になりません。この場合、個人で加入されている自動車保険に請求していただきます。
- ※ 車両共済の支払は、原則として修理費を支出した自治体に支払われます。
- ※ 酒気帯運転、無免許運転では、車両共済・損害賠償共済のいずれも支払の対象外になります。
- ※ 緊急活動中であっても、地震又は噴火若しくはこれらによる津波に直接起因して生じた損害に対しては、支払われません。
- ※ 車両共済、対物賠償共済、対人賠償共済以外の補償は付帯されていません。ロードサービス等、その他の補償やサービスは、個々に加入されている自動車保険をご利用いただく必要があります。
- ※ 自動車の修理にあたっては、環境対策の取組みとして、リサイクル部品の積極的な活用が求められています。修理内容によって、リサイクル部品の積極的な活用にご理解をいただきますようお願いいたします。

総務省消防庁
国民保護・防災部防災課地域防災室
共済実施団体
公益社団法人全国市有物件災害共済会

共済委託団体 御中

一般財団法人 全国自治協会

災害活動時の消防団員個人所有自動車を自動車共済で取り扱うことについて

近年、全国各地で様々な自然災害が頻発しており、災害の様相も激甚化・広域化してきています。このような中、消防団員の活動機会も一層拡大していることから、この度、災害活動時に使用する消防団員個人所有自動車について、公有自動車に準じて本会の自動車共済の対象として取り扱うことといたしましたので、次のとおり御案内いたします。

1 委託申込の方法

車両共済と損害賠償（対物・対人）共済を同時にお申込み下さい。災害時の緊急活動中においては、車両の被災だけでなく、住民への賠償事故も想定されることから、車両共済、損害賠償共済（対物賠償共済・対人賠償共済）セットでのご加入となります。

2 共済期間

一般財団法人全国自治協会自動車損害共済業務規程第 34 条第 1 項に基づき、原則、共済契約は 1 年としていますが、消防団員の活動時のみを本共済の対象とすることから、同条但し書きの短期契約（1 年未満、ひと月から月単位）も可能といたします。

3 委託申込にかかる留意事項

- (1) 消防団員の災害活動時における個人所有自動車の被災を本会の自動車損害共済により補償することになりますので、年度当初に貴団体と消防団員と賃貸借契約を締結して下さい。締結した自動車が本共済の対象となります。
- (2) 契約締結時に、賃貸借契約書、車検証の写、取得価格等、後日の共済委託申込登録に必要となる自動車データを保管して下さい。
- (3) 委託申込にあたっては、「特定借上」としてご契約の始期日前までには本会契約システムへ委託申込登録をお願いいたします。併せて、賃貸借契約書と車検証の写しを提出いただきますようお願いいたします。

4 分担金額

例えば、車両共済・対物賠償・対人賠償無制限の場合は、次の表の通りとなります。（詳しくは例規集の基率表をご参照下さい。）

自動車損害共済 分担金一覧表（共済期間1年・1カ月・3カ月）

単位：円

車種	乗用自動車						軽自動車					
	車両共済 責任額	車両共済	対物共済 (無制限)	対人共済 (無制限)	分担金額 (年)	分担金額 (月)	分担金額 (3カ月)	車両共済	対物共済 (無制限)	対人共済 (無制限)	分担金額 (年)	分担金額 (月)
100万円	17,720	14,650	6,440	38,810	3,240	9,710	10,470	5,860	2,710	19,040	1,600	4,770
200万円	22,520	14,650	6,440	43,610	3,640	10,910	14,070	5,860	2,710	22,640	1,900	5,670
300万円	27,320	14,650	6,440	48,410	4,040	12,110	17,670	5,860	2,710	26,240	2,200	6,570
400万円	32,120	14,650	6,440	53,210	4,440	13,310	21,270	5,860	2,710	29,840	2,500	7,470
500万円	36,920	14,650	6,440	58,010	4,840	14,510	24,870	5,860	2,710	33,440	2,800	8,370

- (1) 車両責任額の設定は、取得価格と取得年月によって算出しますので、個人で加入されている自動車保険の車両保険金額と異なる場合があります。
- (2) 車両共済・対物共済・対人共済の責任額を限度として本会算出の損害額を支払います。
- (3) 本会加入の車両共済責任額より、個人で加入している自動車保険の車両保険金額の設定が高い場合で、修理費が車両共済責任額を上回ったときは差額を同自動車保険に請求することは可能です。

5 事故発生時の留意事項

- (1) 出動要請に基づいて消防団が活動している間の事故に限ります。このため、
 - ア) 事故日時、場所、原因が不明である自動車の損傷は対象になりません。この場合は、消防団員が個人で付している自動車保険に御請求をいただきます。
 - イ) 自宅での被災、出動要請を受ける前の自動車の損傷は対象外となります。
 - ウ) 出動要請により活動した際の経路での事故が対象となります。
- (2) 消防団員の個人所有自動車が被災した場合、速やかに事故の連絡をお願いいたします。
時間の経過により、災害活動時の事故であるか否か判断ができなくなり、お支払いできない場合があります。
- (3) 必要に応じて災害出動の記録等をご提出いただく場合があります。
- (4) 委託団体の損害に対する災害共済金の支払いとなります。原則、委託団体にて被災自動車の損害をご確認いただいたうえで、ご請求下さい。本会から委託団体へ共済金をお支払いします。
- (5) 災害活動時の故障等におけるロードサービスやその他の補償やサービスは付帯されていません。利用の際は個人で付している自動車保険等のサービスをご利用下さい。

- (6) 緊急活動中において、地震又は噴火若しくはこれらによる津波に直接起因して生じた損害に対しては公有自動車と同様の取扱いにより、お支払いできません。
- (7) 損害賠償共済で、第三者と示談を締結する場合の示談当事者は、委託団体と運転者の両名となります。

6 その他

委託申込登録の事務手続き等については、一般財団法人全国自治協会災害事業関係例規集、インターネット契約システムマニュアル等をご参照下さい。

2020年4月から

マイカーを使用する消防団員の活動を支援します。

- ★ 災害出動にマイカーを使用したとき、マイカーが洪水で流された。車両保険を付けていないと、どこからも自動車の損害が補償されない。
- ★ マイカーの自動車保険を使用したら、翌年度の保険料が割増しになってしまう。消防団としての活動なのだから、自分の保険は使いたくない。

マイカーを、消防団の活動に使用している間に、
災害で被災した場合や、事故に遭った場合に、
普通地方公共団体が行う相互救済事業で補償されます。

※ 普通地方公共団体が消防団員のマイカーを借り上げ、
普通地方公共団体の財産となっている間の事故に限ります。

車両共済

- ・台風、洪水などにより生じた車両の損害に対する補償
- ・自損事故等により生じた損害に対する補償

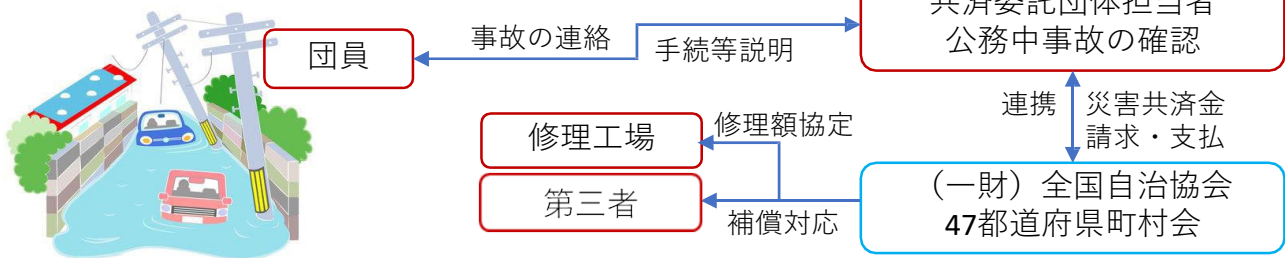
対人損害賠償共済

- ・事故により他人の生命・身体を害し
- ・法律上の損害賠償責任を負った場合の補償

対物損害賠償共済

- ・事故により他人の財物を損壊し
- ・法律上の損害賠償責任を負った場合の補償

★ 出動中の万一の事故に際して



災害共済事業とは？

地方自治法第263条の2の規定に基づいて、自治体関係者の強い要望によって創設された相互救済（助け合い）の事業です。営利を目的としていませんので小さな負担（分担金）で大きな補償（共済金）を実現しています。

個人の自動車保険を使わなくて済みます

消防団として活動するためマイカーを使用し、本共済で補償可能な範囲においては、マイカーの自動車保険を使用する必要がなくなります。

短期の契約により分担金負担が軽減

1ヶ月単位で契約が可能！
軽自動車の
車両価額100万円、
対人共済・対物共済
無制限のトータル補償、
1ヶ月で**1,600円！**



本共済の概要と分担金等については、裏面をご覧ください。

自動車損害共済の概要

共済委託申込	自治体と消防団員の間で予め締結するマイカーの公務使用にかかる契約を基に、自治体が本会に申し込みをして共済委託契約が成立します。
対象自動車	本共済は、地方自治法第263条の2で規定する普通地方公共団体の財産の損害に対する相互救済事業です。したがって、公務に使用している間、上記契約により自治体の財産とされた自動車が対象となります。

自動車損害共済分担金額一覧（共済期間1年）

単位：円

車種	乗用自動車				軽自動車				貨物自動車			
	車両共済 責任額	車両共済	対物共済 (無制限)	対人共済 (無制限)	合計	車両共済	対物共済 (無制限)	対人共済 (無制限)	合計	車両共済	対物共済 (無制限)	対人共済 (無制限)
100万円	17,720	14,650	6,440	38,810	10,470	5,860	2,710	19,040	14,650	13,650	6,130	34,430
200万円	22,520	14,650	6,440	43,610	14,070	5,860	2,710	22,640	18,850	13,650	6,130	38,630

車種	乗用自動車				軽自動車				貨物自動車			
	車両共済 責任額	車両共済	対物共済 (500万円)	対人共済 (1億円)	合計	車両共済	対物共済 (500万円)	対人共済 (1億円)	合計	車両共済	対物共済 (500万円)	対人共済 (1億円)
100万円	17,720	10,700	5,710	34,130	10,470	4,400	2,530	17,400	14,650	9,970	5,560	30,180
200万円	22,520	10,700	5,710	38,930	14,070	4,460	2,530	21,060	18,850	9,970	5,560	34,380

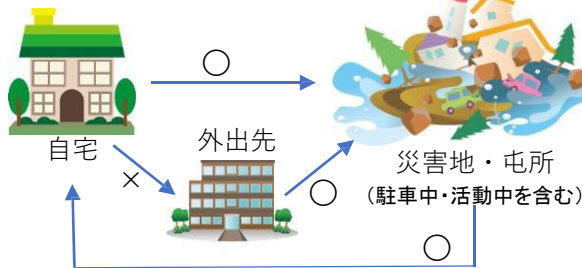
車種	乗用自動車				軽自動車				貨物自動車			
	車両共済 責任額	車両共済	対物共済 (100万円)	対人共済 (2000万円)	合計	車両共済	対物共済 (100万円)	対人共済 (2000万円)	合計	車両共済	対物共済 (100万円)	対人共済 (2000万円)
100万円	17,720	5,340	3,590	26,650	10,470	3,450	1,870	15,790	14,650	5,320	3,660	23,630
200万円	22,520	5,340	3,590	31,450	14,070	3,450	1,870	19,390	18,850	5,320	3,660	27,830

※上記表は、典型的な対物・対人共済の責任額の設定例です。これ以外の設定も可能です。

金額は1年契約の分担金を表します。月単位の額は、上記表合計額の約1/2分の1となります。

車両共済・対物共済・対人共済の共済責任額を限度として本会算出の損害額をお支払いします。

補償対象の区間



☆ 外出先で出勤要請を受けた場合は、外出先から災害地、屯所までの区間が補償対象となります。

☆ 自宅と目的地の間の経路は、合理的な経路・範囲に限ります。

注) 合理的な経路・範囲とは、消防団活動にあたり、一般的に用いる経路・範囲をいいます。特段の理由がないのに、帰宅時、著しく遠回りをした場合などは合理的な経路とはなりません。

※車両責任額の設定は、取得価額と取得年月により算出しますので、個々に加入をされている自動車保険の車両保険金額と異なる場合があります。

※万一、自動車が被災した場合は、速やかに、事故の連絡をしてください。時間の経過により、公務中の判断が困難となりお支払いできない場合があります。

※必要に応じて災害出勤の記録等を提出いただく場合があります。

※原因不明、事故発生日時が不明瞭である場合、公務中の判断ができませんので、補償の対象なりません。この場合、個人で加入されている自動車保険にご請求いただく必要があります。

※原則、共済委託団体にて被災自動車の損害をご確認のうえ、共済金を請求してください。本会から共済委託団体へ共済金をお支払いします。

※緊急活動中であっても、地震又は噴火若しくはこれらによる津波に直接起因して生じた損害に対しては、お支払いできません。

※災害出勤時の故障等におけるロードサービスやその他の補償やサービスは付帯されていません。個々に加入されている自動車保険をご利用いただく必要があります。

※本会では、環境対策の取組みとして、自動車の修理にあたっては、リサイクル部品の積極的な活用をすすめています。修理内容によっては、ご協力をお願いする場合があります。

〇〇市（町村）消防団員が公務に使用する自動車の使用貸借契約書（例）

借受人〇〇市（町村）（以下「甲」という。）と貸付人（以下「乙」という。）とは、乙の所有する自動車を、火災若しくは災害（以下「災害等」という。）が発生したとき又は災害等が発生するおそれがあるときに使用するために、次のとおり契約を締結する。

（貸借物件）

第1条 乙は、次条に掲げる目的のために、その所有する次に掲げる自動車又は原動機付自転車（以下「私有自動車」という。）を、甲に貸与する。

車両1

- (1) 車名
- (2) 車体番号

車両2

- (1) 車名
- (2) 車体番号

（貸借の目的）

第2条 前条に掲げる自動車を乙が甲に貸与する目的は、災害等が発生したとき又は災害等が発生するおそれがあるときに、〇〇市（町村）消防団員が、緊急に私有自動車を使用し、又は使用させて出動すること（やむを得ず消防団の活動に直接使用し、又は使用させることを含む。）である。

（貸借期間）

第3条 この契約による使用貸借期間は、令和 年 月 日から乙が消防団を退団する日までとし、甲が前条の目的のために借り受けている時間帯とする。

（貸借料）

第4条 使用貸借は、無償とする。

（管理）

第5条 甲は、私有自動車を第2条の目的のために借り受けている間は、詰所、屯所その他の消防団拠点施設等において、当該私有自動車を適切に管理する。

（車両の損害）

第6条 甲は、私有自動車を第2条の目的のために借り受けている間に生じた当該私有自動車の損害（次項において「車両の損害」という。）に対して責を負う。ただし、当該損害が私有自動車を運転する者の故意により生じたと認められるときは、この限りでな

い。

2 前項の規定に関わらず、甲が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 2 第 1 項に規定する公益的法人が行う自動車損害共済に委託しているときは、車両の損害として賠償すべき金額が当該公益的法人の災害共済金を超える場合に限り、甲は、当該超える金額を賠償する。

（損害賠償）

第 7 条 私有自動車を第 2 条の目的のために借り受けている間に、当該私有自動車を運転する者が事故を引き起こし、他人の生命若しくは身体又は財産に損害を与えた場合には、〇〇市事故審査会において甲の損害賠償責任の有無、賠償額の範囲及び賠償方法を審査し、決定する。

2 前項の場合において、当該運転する者に故意があると認められるときは、甲はこれを当該運転する者に求償することができる。

（転貸の禁止）

第 8 条 甲は、私有自動車を第 2 条の目的のために借り受けている間に、当該私有自動車を第三者に転貸してはならない。

（契約解除）

第 9 条 甲又は乙の一方が契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。

（協議）

第 10 条 この契約の定めのない事項又は契約条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意を持って協議のうえ処理する。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

住所

甲 〇〇市（町村）

〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇 印

住所

乙 〇〇 〇〇 印

令和 年 月 日		
〇〇市（町村）消防局長（消防防災主管部局長） 殿		
〇〇消防団長 殿		
〇〇消防団 分団長 * * * * 印		
消防団員災害出動事故報告書		
氏 名	階級 氏名	
車 両	登録番号	
出動区分 <small>（該当する区分を○で囲むこと。）</small>	〔 火災 ・ 風水害等 〕 に際しての 〔 消火 ・ 警戒 ・ 救助 ・ 捜索 ・ 誤報等 ・ その他 〕	
出動時刻	令和 年 月 日 時 分	
事故発生時刻	令和 年 月 日 時 分	
事故発生場所		
事故発生原因		
事故・被害の状況 <small>（対人・対物・車両の状況）</small>		
保険の加入状況 <small>（該当する区分に○を付すこと。）</small>	<input type="checkbox"/> (公社) 市有物件共済会 <input type="checkbox"/> (一財) 全国自治協会	<input type="checkbox"/> 民間保険
	対 人	
	対 物	
	車 両	
備 考		

(出動区分について)

「風水害等」：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、その他異常な自然現象による災害における出動をいう(地震又は噴火若しくはこれらによる津波に直接起因して生じた事故及び被害は除く)。
「誤報等」：誤報、誤認、いたづら等をいう。